

記入日

年 月 日

ひとり親家庭状況申告書

ひとり親世帯用

府 中 市 長

住 所 _____

保護者氏名 _____ *児童との続柄（父・母）

電 話 番 号 _____

現在の状況について、次のとおり申告します。

※ 裏面の「必要書類一覧」に記載されている書類を添付してください。

※ 虚偽の申告をした場合は、利用可能な施設の決定や認定を取り消すことがあります。

※ 離婚・調停をしていますが、相手と住民票上の同住所、かつ、同世帯となっている場合、ひとり親の対象外となります。

フリガナ 児童氏名	(生年月日: 年 月 日)
ひとり親の状況	☐ 離婚(住民票も別) ☐ 離婚調停中(住民票も別) ☐ 未婚(住民票も別) ☐ 死別 ☐ 行方不明 ☐ 拘禁 ☐ DV 等による別居 (支援措置 ☐ あり・ ☐ なし) ☐ その他 ()
事実発生年月日	年 月 日

※ 入所申込みに当たり参考とさせていただくため、次の質問にお答えください。なお、未記入の場合は調整点の加算ができないことがあります。

前 夫 (妻) 又は 子の父(母) の状況	氏 名	
	住 所 (住 民 登 録 地)	
	同居の有無	☐ 有 (予定の場合: 年 月から) ☐ 無
祖父母(保護者の父母) の状況	同居の有無	☐ 有 (予定の場合: 年 月から) ☐ 無
单身異性との同居	☐ 無 ・ ☐ 有	
児童扶養手当 受給資格の有無 ※児童手当では ありません。	☐ 有 ☐ 停止中 ☐ 申請中(年 月 日申請) ☐ 無(理由:) 【申請中・無の方は次も ☒ をしてください。】 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)を子育て応援課に ☐ 提出済 ・ ☐ 未提出 ※未提出の場合は、保育支援課への提出が必要になります。	

※ 現在、実態に即して住民登録を異動できない事情がある方は、次の該当する項目についてお答えください。

- 配偶者又は内縁者からの暴力により、身体的危険があるため (相談先:)
現在の住民登録地 ()
- 配偶者又は内縁者が行方不明のため
年 月から行方不明 (年 月に警察へ届出 受理番号:)
- その他 ()

保育所 (園) ・ 幼稚園 歳クラス 申込・入所(園) フリガナ 児童名

※申込みの場合は、第1希望の保育所等名を記入してください。 ※児童が複数の場合は、全ての児童について記入してください。

受付

正

副

ひとり親世帯の保育所等入所申込み必要書類一覧

申込みの際に「ひとり親家庭状況申告書」（この用紙）に次の書類を添付して提出してください。

※ 状況が変更となった場合には、お早めに該当する書類を提出してください。

※ 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)は申込締切日から6か月以内に発行したものに限りします。

該当する状況	提出書類
児童扶養手当を受給している方 ※児童手当ではありません	府中市で受給している場合 提出書類はありません。
	府中市外で受給している場合 提出日時点で最新の児童扶養手当証書の写し ※上記書類がない方は、 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)※写し可
離婚・未婚・死別等だが、児童扶養手当を受給していない方	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) ※写し可 ※離婚直後で戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）を提出できない場合は、離婚届の受理証明書（写し可）でも可
児童扶養手当の受給が所得制限により停止している方	府中市で受給している場合 提出書類はありません。
	府中市外で受給している場合 最新の児童扶養手当証書の写し ※上記書類がない方は、 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) ※写し可
児童扶養手当を申請中の方	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) ※写し可 (子育て応援課へ提出済みの場合は不要)
離婚調停中の方	<u>離婚調停(裁判)中であることが分かる裁判所から発行された書類</u> 期日通知書、事件係属通知書等 ・夫婦関係調整事件に限ります。 ・弁護士が証明した書類は一切受付できません。
実態に即して住民登録を異動できない事情がある方	異動できない事情が分かる書類（公的機関から発行されたものに限る。） (配偶者暴力相談支援センター★、警察等の公的機関からの証明)

★東京都女性相談センター（渋谷区） 電話 03-5261-3110

東京都女性相談センター多摩支所（立川市） 電話 042-522-4232

※ ひとり親とは、上記いずれかの状態にあり、かつ、住民票上も父(母)と別居している状態をいいます。